

付則 2 広報活動への協力に関する取扱

I 基本方針

1. 公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「JSAF」）は、オリンピック強化のためのスポンサー（以下「スポンサー」）獲得、およびセーリング競技の認知度の向上を目的として、広報活動を行う。
2. ナショナルチーム選手（以下、「NT」）、特別強化対象選手（以下、「特強」）、競技団体強化選手（以下、「NF強化」）は、JSAFによる広報活動への協力要請があった場合、競技活動に支障がない限り、最大限の協力を行わなければならない。協力が難しい場合は、その理由をすみやかにオリンピック強化委員会（以下、「オリ強」）に報告し、事前に許可を得ることとする。
3. JSAFは、現在活動をしているNT、特強、およびNF強化の所属企業、または各選手のプライベートスポンサーと同一業種には業種間の競合を招かない様に努力するが、場合によってはこの限りではない。

II JSAF 広報活動への協力内容

1. JSAF またはオリ強のスタッフが撮影した、NT、特強、およびNF強化の強化活動に関する写真または動画をJSAF またはオリ強の広報活動に使用すること。
なお、JSAF はこれら選手のパブリシティー権を非独占的に保有する。これら選手の所属企業や支援する企業・スポンサーが保有するパブリシティー権との調整については、別途協議する。
2. JSAF スポンサーロゴを競技艇スターン部分とセール内のオリ強が指定する場所（ワールドセーリング広告規定に抵触しない）に表示すること。RSXを除く艇種の競技艇スターン部分（ポートサイドへ貼り付け）には、「日の丸セーラーズロゴ」+スポンサー社名入りステッカーを表示すること（セール内ロゴ表示位置は下記参照）。
なお、ロゴステッカーは、JSAF より支給され、任意のサイズを選択できる。
3. JSAF スポンサーの自社広告宣伝活動に協力すること。
原則、紙媒体（プリントメディア、印刷物、制作物など）及び電磁媒体（インターネット、Web、DVDなど）での広告宣伝活動への協力とし、テレビCMや、映画などへの出演に関しては別途協議する。なお、パブリシティー権については、第1項に準じる。
4. JSAF またはオリ強が主催・開催する各種イベント、あるいはJSAF またはオリ強が指定するスポンサーまたは関係団体のイベントへの参加。
5. JSAF、オリ強スポンサーの製品・サービス等へのフィードバック。

III ユニフォームの着用基準と運用（日本オリンピック委員会による代表派遣時には適用しない）

1. オリ強により支給されたユニフォームは下記の基準により着用しなければならない。
 - (1) オリ強による派遣及び強化事業におけるオフィシャルな式典（開会式、閉会式・レセプション等）、記者会見、報道機関からインタビューを受ける場合
 - (2) オリ強による補助事業（海外大会派遣、強化合宿等）においてオリ強が指定した場合。
2. ユニフォームには、以下の条件を満たしたうえで、オリ強の承認を得て、所属先のロゴを一つ入れることができる。なお、オリ強の事前の許可なく、ユニフォームに何らかの広告を付加し、またはユニフォームの形状を改変する等の変更を加えてはならない。
 - ① 「日の丸セーラーズ」ロゴと同等以上のサイズとしないこと。
 - ② 貼付け個所は自由とするが、「日の丸セーラーズ」ロゴまたはサプライヤーロゴを隠さないこと。
3. 支給された全ての物品は、他人へ譲渡または貸与してはならない。
4. NT、特強、およびNF強化の認定を取り消された選手は、速やかに支給された物品をオリ強に返還すること。

IV 特例の申請

本付則ⅡおよびⅢの規定に定める事項に対し、やむを得ない理由により対応できない場合については、事前にオリ強に申請し協議することができる。

●ロゴ表示位置

470クラス



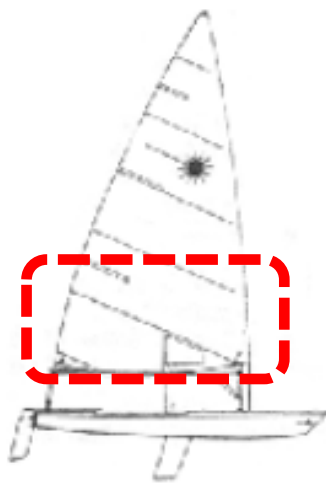
49er/FXクラス



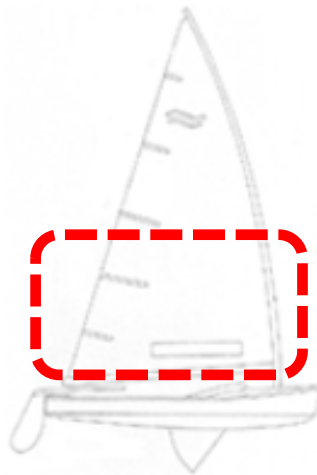
Nacra17クラス



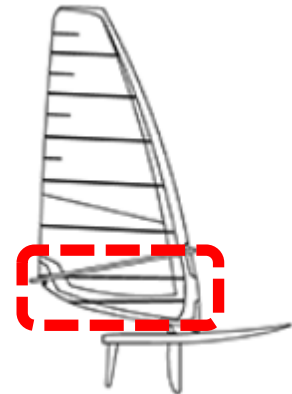
レーザー/ラジアルクラス



FINNクラス



RS:Xクラス



※各クラスルールや大会規則等の事由により、上記の指定位置にロゴ表示ができない場合には、その規則を優先する。

以上